

平成22年4月30日

第2176号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部改正（219・人事課）……………1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部改正（220・人事課）……………2
- 保安林の指定施業要件の変更（221・森林整備課）……………2
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧（222、223・都市計画課）……………3
- 道路区域の変更（224・秋田地域振興局建設部）……………4
- 建設業の許可の取り消し（225・仙北地域振興局総務企画部）……………4

公 告

- 条件付き一般競争入札の実施（技術管理室）……………4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（総務事務センター）6件……………5
- 土地改良区の役員の退任の届出（秋田地域振興局農林部）2件……………14
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）2件……………14
- 県営土地改良事業工事の完了（雄勝地域振興局農林部）……………14

教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催（9・教育庁総務課）……………14

選挙管理委員会告示

- 政治活動のために寄附を受け又は支出することができない団体（30）……………15
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（31）……………15
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（32）……………16
- 政治団体の設立の届出（33）……………16
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（34）……………16
- 政治団体の解散の届出（35）……………18
- 政治団体の収支に関する報告書（36）……………20
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出（37）……………25
- 政治団体の収支に関する報告書の修正（38）……………25

人事委員会規則

- 人事委員会規則7-3（管理職手当）の一部を改正する規則……………26
- 人事委員会規則7-9（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則……………26
- 人事委員会規則11-0（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則……………26

人事委員会細則

- 人事委員会細則8-3-1（失業者の退職手当の支給手続）の一部を改正する細則……………27

告 示

秋田県告示第百十九号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額（平成四年秋田県告示第五百九十二号）の一部を次のように改正する。

この告示による改正後の表の規定は、平成二十二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十二年四月三十日

秋田県知事 佐竹 敬 久

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、五七五円	一三、二五五円
二十歳以上二十五歳未満	五、一一五円	一三、二五五円
二十五歳以上三十歳未満	五、七七七円	一三、八三七円
三十歳以上三十五歳未満	六、三四九円	一六、七二二円
三十五歳以上四十歳未満	六、八四四円	一九、四五四円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇八八円	二一、三六二円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇一六円	二一、九一六円
五十歳以上五十五歳未満	六、六一二円	二四、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	五、九〇六円	二一、四九九円
六十歳以上六十五歳未満	四、六三四円	二〇、三六四円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇三〇円	一四、四一九円
七十歳以上	四、〇三〇円	一三、二五五円

秋田県告示第2121号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の規定に基づき知事が定める金額(平成八年秋田県告示第五百二十三号)の一部を次のように改正する。

この告示による改正後の表の規定は、平成二十二年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十二年四月三十日

秋田県知事 佐竹 敬久

表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百六十円」を「十万四千七百三十円」に、「五万六千九百三十円」を「五万六千七百九十円」に改め、表随時介護を要する状態の項中「五万二千四百八十円」を「五万二千三百七十円」に、「二万八千四百七十円」を「二万八千四百円」に改める。

秋田県告示第221号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次の保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年4月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林指定面積 実測又は見込 (ヘクタール)	指定の 目 的
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メー トル)	実測又は見込 (ヘクタール)		
大館市		東	岩神沢	31	75,147	20.2500	2.8700	干害の 防備
				32	127,041	16.2500	15.1580	
				33-1	67,421	16.2500	15.0280	
				34-1	33,517	17.5000	16.6230	
				34-3	34,710	10.2500	8.7980	
				35-1	31,414	12.7500	11.4630	
				36-2	15,001	20.2500	20.1000	
				36-4	11,451	15.7500	15.7000	
				36-5	9,917	10.7500	10.5000	
				36-6	1,983	7.5000	7.3600	
				31	75,147	20.2500	2.8700	

				32	127,041	16,2500	15,1580	保健
				33-1	67,421	16,2500	15,0280	
				34-1	33,517	17,5000	16,6230	
				34-3	34,710	10,2500	8,7980	
				35-1	31,414	12,7500	11,4630	
				36-2	15,001	20,2500	20,1000	
				36-4	11,451	15,7500	15,7000	
				36-5	9,917	10,7500	10,5000	
				36-6	1,983	7,5000	7,3600	

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部及び大館市役所に備え置いて縦

指 定 施 業 要 件			
立木の伐採の方法			立木の伐採の 限度並びに植 栽の方法、期 間及び樹種
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	
(附属明 細書のと おり)	主伐として伐 採すること ができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のものとし る。	(附属明細書 のとおり)	(附属明細書 のとおり)

覧に供する。)

秋田県告示第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年4月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき図書

秋田都市計画下水道（秋田市公共下水道（秋田地域））の変更の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年4月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき図書

河辺都市計画下水道(秋田市公共下水道(雄和地域))の変更の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第224号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年4月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	国道285号	五城目町富津内中津又字山居沢3から八幡下32-1まで	9.0~14.0	1,833.500
	新	国道285号	〃	11.0~41.0	1,827.149

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年4月30日から同年5月14日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

秋田県告示第225号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成22年4月21日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社フジイ工務店

大仙市高関上郷字向高関19番地

取締役 藤 井 清 徳

秋田県知事許可(般-17)第8960号

3 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年4月21日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成22年4月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 業務名

平成22年度 電算端末等操作障害復旧業務委託

(2) 業務概要

障害復旧等対応 一式

(3) 履行期限

平成23年3月31日まで

(4) 業務場所

別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 本店又は営業所を秋田県内に有すること。

(3) 物品の製造の請負、買入等に係る指名競争入札参加資格の審査要綱に基づいて作成された物品供給業者等登録名簿に入札資格があると認められる者として、営業種目OA機器・通信用機械器具類に登載されていること。

(4) 本業務と同種又は類似業務（パソコンやサーバ、システム等の運用保守、障害復旧業務等）を元請けとして履行した実績があること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。

(6) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと。

(7) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 設計図書等を示す場所等

(1) 本業務に係る仕様書、契約書（案）、金額を記載しない内訳書、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県建設交通部建設管理課技術管理室積算管理班

（電話018-860-2419）

(2) 交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年4月30日（金）から同年5月12日（水）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成22年5月13日（木）午後1時30分

秋田県庁 6階 西フロア会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

6 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

財務規則第166条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

空港用プラウ除雪車 2台

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(3) 納入期限

平成22年11月30日(火)

(4) 納入場所

秋田空港管理事務所

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

エ 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(2) (1)イの資格に係る申請

(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。)により平成22年5月17日(月)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号

秋田県出納局総務事務センター(電話番号018-860-2743)

(2) 調達システム(<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>)により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年4月30日(金)から同年6月8日(火)までの期間、(1)の場所において随時交付する。

(4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成22年4月30日(金)から同年6月8日(火)までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成22年6月11日(金)午前10時

秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased:

Snowplow

(2) Time-limit of tender : 10:00 A.M. 11 June, 2010

(3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

空港用ロータリ除雪車 R-1 (220kW級) 1台

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(3) 納入期限

平成22年11月30日(火)

(4) 納入場所

秋田空港管理事務所

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(2) (1)イの資格に係る申請

(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成22年5月17日（月）までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号

秋田県出納局総務事務センター（電話番号018-860-2743）

(2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年4月30日（金）から同年6月8日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

(4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成22年4月30日(金)から同年6月8日(火)までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成22年6月11日(金)午前10時

秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased:

Rotary snowplow R-1 (220kW class)

(2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 11 June, 2010

(3) Contact point for the notice: General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月30日

秋田県知事 佐竹敬久

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

空港用凍結防止剤散布車 1台

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(3) 納入期限

平成22年12月15日(水)

(4) 納入場所

秋田空港管理事務所

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(2) (1)イの資格に係る申請

(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成22年5月17日（月）までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号

秋田県出納局総務事務センター（電話番号018-860-2743）

(2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日进行を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年4月30日（金）から同年6月8日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

(4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成22年4月30日（金）から同年6月8日（火）までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成22年6月11日（金）午前10時

秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased:

Antifreezing spreader

(2) Time-limit of tender : 10:00 A.M. 11 June, 2010

(3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
超精密成形形状研削盤 一式
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- (3) 納入期限
平成22年9月30日（木）
- (4) 納入場所
産業技術総合研究センター 工業技術センター

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
(2) (1)イの資格に係る申請
(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成22年5月17日（月）までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
秋田県出納局総務事務センター（電話番号018-860-2743）
- (2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日进行を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年4月30日（金）から同年6月8日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。
- (4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成22年4月30日（金）から同年6月8日（火）までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成22年6月11日（金）午前10時
秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased:

Super precision form grinding machine

(2) Time-limit of tender : 10:00 A.M. 11 June, 2010

(3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

空港用高速ロータリ除雪車R-2（440kW級） 1台

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(3) 納入期限

平成23年3月15日（火）

(4) 納入場所

秋田空港管理事務所

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(2) (1)イの資格に係る申請

(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成22年5月17日（月）までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書

を提出して申請することができる。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
秋田県出納局総務事務センター（電話番号018-860-2743）
- (2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年4月30日（金）から同年6月8日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。
- (4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成22年4月30日（金）から同年6月8日（火）までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成22年6月11日（金）午前10時
秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。
- (3) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。
- (7) その他
詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

- (1) Nature and quantity of item to be purchased:
Rotary snowplow R-2 (440kw class)
- (2) Time-limit of tender : 10:00 A.M. 11 June, 2010
- (3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
空港用高速ロータリ除雪車 R-3（440kW級） 1台

- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- (3) 納入期限
平成23年3月15日(火)
- (4) 納入場所
秋田空港管理事務所
- 2 入札に参加する者に必要な資格等
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - エ 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
 - (2) (1)イの資格に係る申請
(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。)により平成22年5月17日(月)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
秋田県出納局総務事務センター(電話番号018-860-2743)
 - (2) 調達システム(<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>)により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
 - (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年4月30日(金)から同年6月8日(火)までの期間、(1)の場所において随時交付する。
 - (4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成22年4月30日(金)から同年6月8日(火)までの期間、調達システムにより利用することができる。
- 4 入札執行の日時及び場所
平成22年6月11日(金)午前10時
秋田県出納局総務事務センター
- 5 入札保証金
秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。
- 6 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。
 - (3) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
 - (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。
 - (5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased:

Rotary snowplow R-3 (440kW class)

(2) Time-limit of tender : 10:00 A.M. 11 June, 2010

(3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、男鹿市福川土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

退任理事の住所及び氏名

男鹿市福川字福川25番地

吉田 重繁

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、潟上市天王土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

退任監事の住所及び氏名

潟上市天王字江川68番地

藤原 幸誠

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、美郷町千畑土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年4月20日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県西仙北土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年4月19日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 県営土地改良事業（西又地区ため池等整備事業）

完了年月日 平成21年10月23日

2 県営土地改良事業（岩城地区農業用河川工作物応急対策事業）

完了年月日 平成22年3月18日

教育委員会告示**秋田県教育委員会告示第9号**

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成22年4月30日

秋田県教育委員会委員長 北林 真知子

- 1 日時
平成22年5月6日午後2時
- 2 場所
教育委員会委員室
- 3 案件
 - (1) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について
 - (2) その他

選挙管理委員会告示

秋選管告示第30号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成22年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成22年4月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 資金管理団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
大仙未来研究会	伊 藤 稔	伊 藤 輝 夫	大仙市横堀字表木18

2 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
伊藤みのる後援会	原 盛 一	後 藤 定 雄	大仙市横堀字表木18
門脇けんろう後援会	門 脇 晃 幸	門 脇 晃	仙北市西木町小山田字高野30-1
鈴木一後援会	樽 川 勉	泉 嘉 成	仙北郡美郷町土崎字久保田68-1
戸堀実後援会	熊 谷 良 治	戸 堀 正 諒	大仙市北長野字新山中田55
備前雄一後援会	阿 部 邦 彦	備 前 与 之 助	横手市大森町字大森169
藤田君雄後援会	畠 山 数 夫	藤 田 一 也	大仙市清水字下黒土181
藤本信昭後援会	米 沢 久 雄	市 川 洋 司	山本郡藤里町矢坂字上野蟹子沢2-9
三浦一男後援会	佐々木 康 一	三 浦 国 男	由利本荘市矢島町川辺字小坂31-1
和泉嘉郎後援会	斉 藤 久 市	大 森 政 輔	雄勝郡羽後町足田字土館3

秋選管告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年4月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,619

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

221,822

秋選管告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年4月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,371
能代市山本郡	26,491
横手市	28,194
大館市	22,525
男鹿市	9,678
湯沢市雄勝郡	20,693
鹿角市鹿角郡	11,745
由利本荘市	24,232
潟上市	9,670
大仙市仙北郡	32,036
北秋田市北秋田郡	11,634
にかほ市	7,777
仙北市	8,647
南秋田郡	7,622

秋選管告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成22年3月1日から同月31日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年4月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
自由民主党秋田県参議院選挙区第一支部	石 井 浩 郎	村 上 文 人	秋田市山王4-6-12	参議院議員	平成22年3月12日

2 その他の政治団体

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
飯尾明芳後援会	佐 藤 耕 一	本 間 鋼 一	にかほ市中三地字野手添46	平成22年3月12日
石井浩郎鹿角後援会	大 里 祐 一	戸 館 勉	鹿角市花輪字堰向56番地	平成22年3月12日
鈴木としお後援会	鈴 木 良 治	齋 藤 耕 一	にかほ市樋目野字樋口21	平成22年3月12日
石川稔後援会	齋 藤 亮 悦	打 矢 新 一	由利本荘市石脇字石脇260-5	平成22年3月23日
今野良司後援会	板 垣 嘉 一	今 井 正 典	由利本荘市石脇字山ノ神2-43	平成22年3月23日
西村まさみ秋田県後援会	石 田 宏	佐 藤 金 彦	秋田市川尻町字大川反170番地102	平成22年3月31日

秋選管告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成22年3月1日から同月31日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年4月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
社会民主党秋田県秋田支部	会 計 責 任 者	五十嵐 正 弘	石 川 ひとみ	平成22年3月10日
自由民主党井川支部	主たる事務所の所在地	南秋田郡井川町浜井川字曲淵19番地	南秋田郡井川町今戸字寺ノ内78	平成22年3月15日
	代 表 者	白 川 雅 孝	伊 藤 八十治	
	会 計 責 任 者	渡 部 春雄国	伊 藤 力	
自由民主党秋田県潟上市第一支部	会 計 責 任 者	武 藤 守	佐 藤 義 久	平成22年3月25日
自由民主党恩欠連支部	代 表 者	村 上 文 人	泉 榮	平成22年3月25日
	会 計 責 任 者	村 上 文 人	泉 榮	
自由民主党協和支部	代 表 者	橋 本 五 郎	武 藤 隆 男	平成22年3月30日
自由民主党大仙市西仙北支部	会 計 責 任 者	高 橋 保 博	加 藤 松 男	平成22年3月30日
自由民主党西木町支部	代 表 者	橋 本 左武郎	伊 藤 邦 彦	平成22年3月31日

2 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
武田さちじ後援会	会 計 責 任 者	武 田 文 子	大 友 時 男	平成22年3月2日
菊地かおる後援会	主たる事務所の所在地	山本郡八峰町八森字滝の間45番地	山本郡八峰町八森字滝の間15番地	平成22年3月4日
秋田県農協政治連盟かつの支部	会 計 責 任 者	阿 部 浩 一	川 又 久 孝	平成22年3月8日
小松穂積後援会	代 表 者	三 村 鏝	小 松 穂 積	平成22年3月8日
秋田県商工政治連盟西仙北支部	会 計 責 任 者	戸 沢 正 隆	阿 部 昭 伍	平成22年3月10日
門脇たみお後援会	政治団体の名称	門脇たみお後援会	門脇民夫後援会	平成22年3月10日
小木田喜美雄後援会	会 計 責 任 者	渡 辺 新	菅 原 秋 夫	平成22年3月12日
秋田県クリーニング組合政治連盟	代 表 者	佐 藤 一三四	根 本 淳 二	平成22年3月15日
木元利明後援会	代 表 者	加 藤 利 男	木 元 克 也	平成22年3月15日
加藤ひこじろう後援会	代 表 者	加 藤 明 義	加 藤 金 信	平成22年3月16日
秋田県農協政治連盟新あきた支部	代 表 者	船 木 耕太郎	中 川 薫 清	平成22年3月17日
	会 計 責 任 者	竹 下 敏 夫	伊 藤 克 則	
はりがね勝彦後援会	主たる事務所の所在地	能代市落合字中大野台1-124	能代市須田字鷺長根3-176	平成22年3月19日

	代 表 者	齊 藤 良 男	藤 田 正 男	
今野晃治後援会	代 表 者	佐々木 孝 介	佐 藤 政 志	平成22年3月23日
赤坂光一後援会	代 表 者	小 島 初 男	滝 沢 勝 男	平成22年3月24日
	会 計 責 任 者	海 風 敏 夫	高 島 定 治	
堀田賢逸後援会	主たる事務所の所在地	横手市平鹿町醍醐字醍醐98-2	横手市平鹿町醍醐字阿弥陀田170	平成22年3月24日
	代 表 者	佐 藤 紘 蔵	森 田 貞 一	
秋田・これでいい会?	主たる事務所の所在地	秋田市南通亀の町1-10 プレイタウンビル「秋田文化企画」内	秋田市南通亀の町1-10 プレイタウンビル	平成22年3月25日
	会 計 責 任 者	佐 藤 正 一 郎	原 徹	
ささき清勝後援会	主たる事務所の所在地	にかほ市畑字福田51	にかほ市平沢字坪貝2-2	平成22年3月25日
中田みつる後援会	代 表 者	平 澤 喜 三 郎	渡 辺 恭 之 助	平成22年3月25日
斉藤てつろう後援会	会 計 責 任 者	齊 藤 志 郎	金 昶 治	平成22年3月26日
まさき寿浩後援会	代 表 者	真 崎 章	真 崎 栄 治	平成22年3月26日
横山ただなが後援会	代 表 者	池 田 甚 一	加 藤 雄 悦	平成22年3月26日
秋田県税理士政治連盟	代 表 者	木 村 慶 一	佐 藤 金 文	平成22年3月30日
小林信後援会	会 計 責 任 者	田 中 巖	田 中 栄 一	平成22年3月30日
たつみ万千子後援会	代 表 者	立 身 万 千 子	鈴 木 望	平成22年3月30日
秋田県歯科医師連盟	主たる事務所の所在地	秋田市川尻町字大川反170番地102	秋田市山王二丁目7番44号	平成22年3月31日
秋田県農協政治連盟あきた北支部	代 表 者	仲 澤 修	虻 川 景 一	平成22年3月31日
	会 計 責 任 者	木 村 雅 明	松 江 博	
小笠原正見後援会	会 計 責 任 者	木 村 美 紀 子	榊 英 雄	平成22年3月31日
金谷のぶえ後援会	会 計 責 任 者	大 山 義 昭	工 藤 嘉 正	平成22年3月31日
小塚光子後援会	代 表 者	加 賀 谷 誠	会 田 欽 也	平成22年3月31日
小林玲子後援会	代 表 者	小 林 玲 子	伊 藤 静 夫	平成22年3月31日
佐々木長秀後援会	主たる事務所の所在地	大仙市木原田字中野116-1	大仙市寺館字寺館126	平成22年3月31日
	代 表 者	佐々木 長 利	齊 藤 長 秀	
佐々木長秀連合後援会	代 表 者	高 松 昭 一	高 橋 喜 美 弥	平成22年3月31日
田口ひさよし後援会	代 表 者	田 口 英 博	高 田 慎 一	平成22年3月31日
田村儀光後援会	会 計 責 任 者	田 村 貴 明	岩 沢 秀 悦	平成22年3月31日
柳館一郎後援会	代 表 者	黒 沢 将	阿 部 秀 夫	平成22年3月31日

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成22年3月1日から同月31日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成22年4月30日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党秋田県秋田市第六支部	佐 藤 敬 夫	平成22年3月21日	平成22年3月25日

2 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
奥山久次を励ます会	奥 山 さつ子	平成21年11月30日	平成22年3月1日
東北一若い市長を誕生させる会	高 田 勝 彦	平成21年12月31日	平成22年3月4日
秋田県商工政治連盟西仙北支部	佐 藤 賢 治	平成21年12月31日	平成22年3月10日
藤井義廣後援会	遠 藤 芳 一	平成21年12月31日	平成22年3月10日
佐藤ゆうぞう後援会	丹 波 長	平成21年12月31日	平成22年3月17日
浦山としお後援会	浦 山 孝 道	平成22年1月24日	平成22年3月18日
梅津克義後援会	近 勝 彦	平成21年12月10日	平成22年3月19日
小野マサ後援会	小 野 マ サ	平成22年3月21日	平成22年3月23日
菊地雄一後援会	菊 地 勇	平成21年12月31日	平成22年3月23日
北林じんいち後援会	小 林 宏	平成21年12月20日	平成22年3月23日
斎藤豊明後援会	斎 藤 安 雄	平成22年3月11日	平成22年3月23日
沢田信男後援会	千 葉 健 一	平成22年2月7日	平成22年3月23日
土田長夫後援会	今 野 儀 市	平成21年12月20日	平成22年3月23日
佐藤栄吉後援会	長 尾 伸 一	平成22年3月1日	平成22年3月24日
佐藤実後援会	佐 藤 洋 一	平成22年3月10日	平成22年3月24日
佐藤実後援会「友呼会」	柿 崎 清 実	平成22年3月10日	平成22年3月24日
武藤守後援会	石 黒 厚 志	平成21年12月31日	平成22年3月24日
伊藤功正後援会	真 坂 成 平	平成22年3月25日	平成22年3月25日
大潟村藤原俊久後援会	小 玉 喜美男	平成21年12月31日	平成22年3月25日
佐藤たか夫後援会連合会	佐 藤 忠 作	平成22年3月21日	平成22年3月25日
若美町藤原俊久後援会	越 前 貞 直	平成21年12月31日	平成22年3月25日
斉藤てつろう後援会	北 嶋 雄 一	平成21年12月26日	平成22年3月26日
藤田勇悦後援会	片 岡 良 悦	平成21年12月20日	平成22年3月26日

合 計	27,710円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	27,500円)
政治団体の名称 秋田県商工政治連盟西仙北支部 (平成21年分)	
報告年月日 平成22年3月10日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	2,252円
前年からの繰越額	2,236円
本年の収入額	16円
(イ) 支出総額	0円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 収入の内訳	
その他の収入	16円
合 計	16円
政治団体の名称 佐藤ゆうぞう後援会 (平成21年分)	
報告年月日 平成22年3月17日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	275,158円
前年からの繰越額	275,158円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円
政治団体の名称 梅津克義後援会 (平成21年分)	
報告年月日 平成22年3月19日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	1,359円
前年からの繰越額	1,359円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	1,359円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 支出の内訳	
経常経費	1,359円
備品・消耗品費	1,359円
合 計	1,359円
政治団体の名称 佐藤実後援会 (平成22年分)	
報告年月日 平成22年3月24日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	39,434円
前年からの繰越額	39,434円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円
政治団体の名称 佐藤実後援会「友呼会」 (平成22年分)	
報告年月日 平成22年3月24日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	57,502円
前年からの繰越額	57,502円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円
政治団体の名称 伊藤功正後援会 (平成22年分)	
報告年月日 平成22年3月25日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	16,116円
前年からの繰越額	16,116円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円

政治団体の名称 齊藤てつろう後援会 (平成20年分)

報告年月日 平成22年3月26日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	1,331,000円
前年からの繰越額	0円
本年の収入額	1,331,000円
(イ) 支出総額	1,096,216円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳		
個人の負担する党費又は会費	161,000円	
員数		161人
寄附	1,170,000円	
個人からの寄附	1,170,000円	
齊藤 徹郎 南秋田郡八郎湯町	1,000,000円	
その他の寄附	170,000円	
合 計	1,331,000円	
(イ) 支出の内訳		
経常経費	347,751円	
光熱水費	58,050円	
事務所費	289,701円	
政治活動費	748,465円	
機関紙誌の発行その他の事業費	721,165円	
機関紙誌の発行事業費	588,865円	
宣伝事業費	132,300円	
その他の経費	27,300円	
合 計	1,096,216円	

政治団体の名称 齊藤てつろう後援会 (平成21年分)

報告年月日 平成22年3月26日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	234,784円
前年からの繰越額	234,784円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円

政治団体の名称 佐藤広康後援会 (平成21年分)

報告年月日 平成22年3月28日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	71,700円
前年からの繰越額	0円
本年の収入額	71,700円
(イ) 支出総額	71,700円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳		
個人の負担する党費又は会費	23,000円	
員数		23人
寄附	48,700円	
個人からの寄附	48,700円	
その他の寄附	48,700円	
合 計	71,700円	
(イ) 支出の内訳		
政治活動費	71,700円	
組織活動費	49,200円	
機関紙誌の発行その他の事業費	22,500円	
機関紙誌の発行事業費	22,500円	

合 計	71,700円
政治団体の名称 佐藤むねよし後援会 (平成21年分)	
報告年月日 平成22年3月29日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	6,000円
前年からの繰越額	4,354円
本年の収入額	1,646円
(イ) 支出総額	6,000円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 収入の内訳	
寄附	1,646円
個人からの寄附	1,646円
その他の寄附	1,646円
合 計	1,646円
(イ) 支出の内訳	
経常経費	6,000円
事務所費	6,000円
合 計	6,000円
政治団体の名称 小松有一後援会 (平成22年分)	
報告年月日 平成22年3月30日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	109,800円
前年からの繰越額	109,800円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円
政治団体の名称 荘司範彦後援会 (平成21年分)	
報告年月日 平成22年3月30日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	5,850円
前年からの繰越額	5,850円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円
政治団体の名称 堀内和夫後援会 (平成21年分)	
報告年月日 平成22年3月30日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	276,438円
前年からの繰越額	438円
本年の収入額	276,000円
(イ) 支出総額	276,132円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 収入の内訳	
寄附	150,000円
個人からの寄附	150,000円
堀内 和夫 由利本荘市	150,000円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	126,000円
その他の催物事業 (4回)	126,000円
合 計	276,000円
(イ) 支出の内訳	
経常経費	80,056円
人件費	22,500円
備品・消耗品費	4,941円
事務所費	52,615円
政治活動費	196,076円

組織活動費	160,776円
機関紙誌の発行その他の事業費	35,300円
宣伝事業費	35,300円
合 計	<u>276,132円</u>

2 収入及び支出のない団体

(1) 政党

政 治 団 体 の 名 称	報 告 年 月 日
自由民主党秋田県秋田市第六支部 (平成22年分)	平成22年3月25日

(2) その他の政治団体

政 治 団 体 の 名 称	報 告 年 月 日
奥山久次を励ます会 (平成21年分)	平成22年3月1日
東北一若い市長を誕生させる会 (平成21年分)	平成22年3月4日
藤井義廣後援会 (平成21年分)	平成22年3月10日
浦山としお後援会 (平成22年分)	平成22年3月18日
小野マサ後援会 (平成22年分)	平成22年3月23日
菊地雄一後援会 (平成21年分)	平成22年3月23日
北林じんいち後援会 (平成21年分)	平成22年3月23日
斎藤豊明後援会 (平成22年分)	平成22年3月23日
沢田信男後援会 (平成22年分)	平成22年3月23日
土田長夫後援会 (平成21年分)	平成22年3月23日
佐藤栄吉後援会 (平成22年分)	平成22年3月24日
武藤守後援会 (平成21年分)	平成22年3月24日
大潟村藤原俊久後援会 (平成21年分)	平成22年3月25日
佐藤たか夫後援会連合会 (平成22年分)	平成22年3月25日
若美町藤原俊久後援会 (平成21年分)	平成22年3月25日
藤田勇悦後援会 (平成21年分)	平成22年3月26日
塚田達嗣後援会 (平成21年分)	平成22年3月29日
茂木一夫後援会 (平成22年分)	平成22年3月29日
川口ひろし後援会連合会 (平成22年分)	平成22年3月30日

三光テクノ(株)

120,000

秋田市

人事委員会規則

人事委員会規則七二三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七二三(管理職手当)の一部を改正する規則

規則七二三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第二第六号の表に次のように加える。

2	級	四	種	66,800円
---	---	---	---	---------

別表第三第六号の表に次のように加える。

2	級	四	種	47,100円
---	---	---	---	---------

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規則七二三(管理職手当)の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

人事委員会規則七一九(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七一九(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

規則七一九(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第七号中「規定する週休日」の下に「、勤務時間条例第八条の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規則七一九(期末手当及び勤勉手当)の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

人事委員会規則一一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則一一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一一〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

第二条中「管理職員等は、」の下に「会計管理者のほか、」を加え、「応じ、」を「応じ」に改める。

別表第一議会事務局の項中「上席主幹」を削り、同表知事の事務部局(本庁)の項中「知事公室長 部長」を「部長 危機管理監」に、「県土整備技監」を「県土整備技監 局長」に、「温暖化対策統括監」を「研究統括監 食農観連携統括監 新エネルギー政策統括監」に改め、「情報公開センター長」及び「考査員」を削り、「報道監 防災監 少子化政策推進監」を「防災監 県市町村協働推進監 地域活力推進監 スポーツ振興監 少子化対策推進監」に、「事業調整監」を「情報システム開発推進監 健康医療推進監 農山村ビジネス推進監 貿易振興監 内陸線利用推進監」に改め、「企業誘致専門監」を削り、「流域防災監」を「流域防災監 市街地再開発推進監」に改め、「総務班の班長」を削り、同表出納局の項中「会計管理者」、「室長 政策監 技術管理監」及び「総務・審査指導班の班長」を削り、「会計管財課公共建築物活用室」を「財産活用課」に、「同室」を「同課」に改め、同表監査委員事務局の項及び労働委員会事務局の項中「上席主幹」を削る。

別表第二知事の事務部局(地方機関)地域振興局の項中「地域振興監 チームリーダー」を削り、「企画道路課長」を「企画調査課長」に、「建設部河川砂防課」を「建設部工務課」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)東京事務所の項中「企画監 政策情報・マーケティング班」を「政策情報・雇用促進班」に改め、同項の次に次のように加える。

自治研修所	所長 次長 総務班の班長
-------	--------------

別表第二知事の事務部局(地方機関)自治研修所の項を次のように改める。

スポーツ科学センター	所長
------------	----

別表第二知事の事務部局(地方機関)健康環境センターの項から知事の事務部局(地方機関)産業技術総合研究センターの項まで及び知事の事務部局(地方機関)太平療育園の項を削り、同表知事の事務部局(地方機関)生活センターの項の次に次のように加える。

健康環境センター	所長 企画管理室長 総務・企画班の班長
----------	---------------------

別表第二知事の事務部局(地方機関)農業研修センターの項の次に次のように加える。

農林水産技術センター	所長 農業試験場長 果樹試験場長 畜産試験場長 水産振興センター所長 森林技術センター所長 次長 総務管理室長 企画経営室長 管理室長 主席研究員 船長 総務班の班長
------------	---

別表第二知事の事務部局(地方機関)計量検定所の項を削り、同表知事の事務部局(地方機関)福岡事務所の項の次に次のように加える。

総合食品研究センター	所長 食品加工研究所長 醸造試験場長 企画管理室長 主席研究員 総務班の班長
産業技術総合研究センター	所長 工業技術センター所長 高度技術研究所長 次長 部長 主席研究員 総務管理班の班長
企業立地事務所	所長 企業立地班の班長

別表第二知事の事務部局(地方機関)技術専門校の項中「技術専門校」を「職業能力開発校」に改める。

別表第二教育庁の地方機関等教育事務所の項中「主任管理主事 管理主事」を「主任管理主事 管理主事 総務班及び総務・幼保推進班の班長」に改め、同表教育庁の地方機関等青少年交流センターの項及び教育庁の地方機関等少年自然の家の項中「副所長」を削り、同表教育庁の地方機関等農業科学館の項中「副館長」を削り、同表教育庁の地方機関等スポーツ科学センターの項を削り、同表教育庁の地方機関等盲学校の項を次のように改める。

特別支援学校	校長 教頭 事務長
--------	-----------

別表第二教育庁の地方機関等聾学校の項及び教育庁の地方機関等養護学校の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 規 則 修 正 規 則

人事委員会細則八二二一(失業者の退職手当の支給手続)の一部を改正する細則をここに公布する。

平成二十二年四月三十日

秋田県人事委員会事務局長 松橋 彰 雄

人事委員会細則八二二一(失業者の退職手当の支給手続)の一部を改正する細則

細則八二二一(失業者の退職手当の支給手続)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改める。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成22年3月29日(号外第1号)掲載の監査委員公告第8号(平成21年度包括外部監査の結果報告書の公表)
(原稿誤り)

別紙「平成21年度包括外部監査結果報告書」

193ページ 表168中、

利用団体数		宿泊利用者数		日帰り利用者数		合計	
H19	H20	H19	H20	H19	H20	H19	H20
265人	208人	5,395人	3,573人	5,880人	3,466	11,275人	7,093人

は

利用団体数		宿泊利用者数		日帰り利用者数		合計	
H19	H20	H19	H20	H19	H20	H19	H20
208人	265人	3,573人	5,395人	3,466人	5,880人	7,093人	11,275人

の

誤り。

194ページ 表169中、支出計の欄(下から4列目)

-	-	27,830	35,233	は	-	-	27,830	35,223	の誤り。
---	---	--------	--------	---	---	---	--------	--------	------

195ページ9行目中、

「約9千万円」は「約9百万円」の誤り。「約2億円」は「約2千万円」の誤り。

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄